

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第2章違反事件  
に係る公正取引委員会の対応について

令和6年10月1日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号。以下「本法」といいます。）が令和6年11月1日に施行されることに伴い、法運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保する観点から、本法第2章違反事件に係る公正取引委員会の対応について、別添のとおり策定しました。

公正取引委員会は、本法施行後、特定受託事業者に係る取引の適正化が図られるよう、迅速かつ適切な法執行を行ってまいります。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 フリーランス取引適正化室 電話 03-3581-5479（直通） ホームページ <a href="https://www.jftc.go.jp">https://www.jftc.go.jp</a>
--------	--